

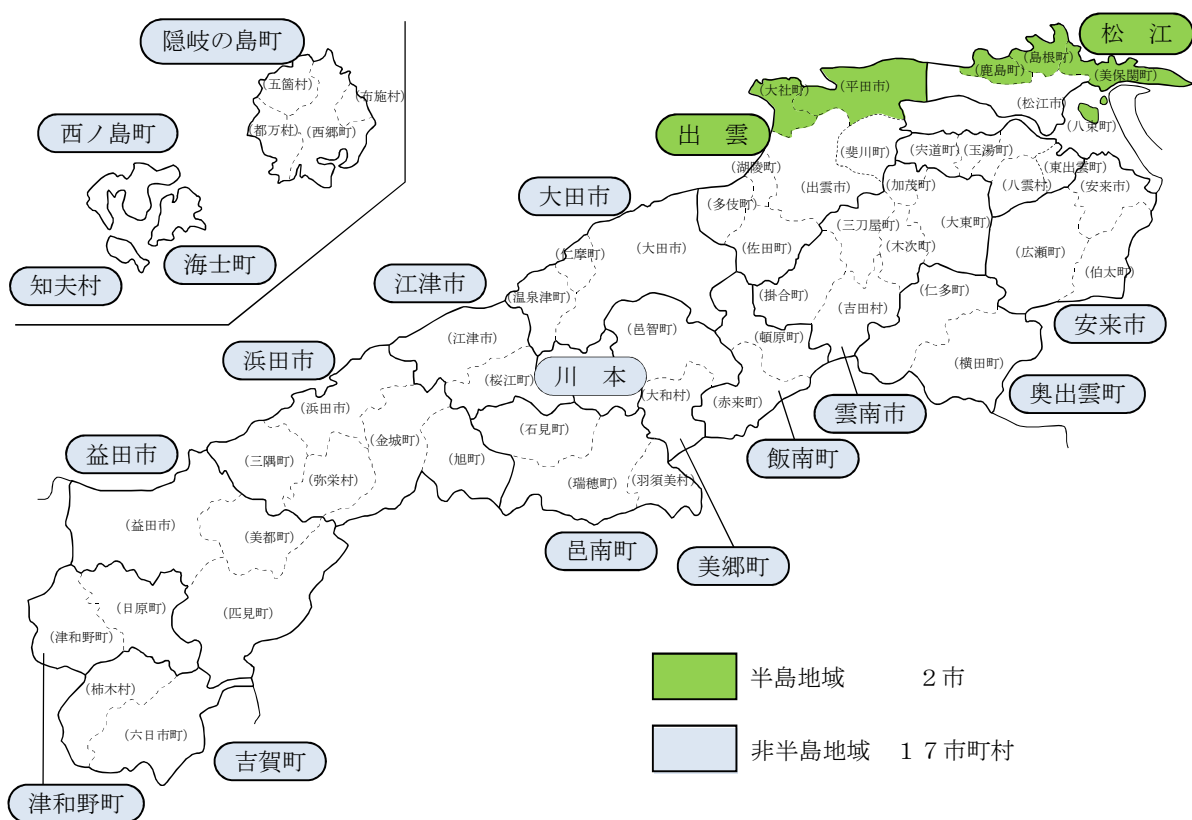
島根地域半島振興計画

(平成27年度～平成36年度)

平成28年3月

島 根 県

半島振興対策実施地域（島根半島地域）



第1	基本的方針	1
1	地域の概況	1
2	現状及び課題	2
(1)	地域の現状	2
ア.	交通施設	2
イ.	産業	3
ウ.	生活環境	5
(2)	地域の課題	5
ア.	交通施設	6
イ.	産業	6
ウ.	生活環境	7
3	振興の基本的方向	9
(1)	基本的方向	9
ア.	交通ネットワークの整備	9
イ.	半島固有の資源を生かした産業の振興と地域間交流の促進	9
ウ.	定住の促進と生活環境の整備	10
(2)	重点施策	10
ア.	半島交通ネットワークの整備	10
イ.	地域の特色を生かした産業の振興と地域間交流の促進	10
ウ.	半島地域の定住促進と環境整備	11
第2	振興計画	13
1	交通通信施設の整備	13
(1)	半島道路網の整備	13
ア.	国道の整備	13
イ.	県道等の整備	13
(2)	港湾の整備	13
ア.	重要港湾	13
イ.	地方港湾	14
(3)	地域公共交通の確保	14
(4)	情報通信関連施設の整備	14
2	農林水産業の振興	14
(1)	農業の振興	15
ア.	消費ニーズを踏まえた生産の推進	15
イ.	農業生産基盤の整備	15
(2)	林業の振興	15
ア.	公益的機能を十分に発揮する「豊かな森」づくり	15
イ.	地域材の利用促進と木材産業の振興	15
(3)	鳥獣被害対策の推進	16
(4)	水産業の振興	16

ア．水産基盤整備	16
イ．栽培漁業と養殖業の推進	16
ウ．売れる水産物づくり	16
エ．漁業就業者の育成・確保	16
3 就業の促進	16
(1) 企業の立地促進	16
(2) 地域産業の育成	17
(3) 職業能力の開発	17
(4) 再生可能エネルギーの導入促進	17
4 観光の振興	17
(1) 地域資源を活かした広域観光の推進	17
(2) 農林水産業との連携	18
5 居住環境の整備	18
(1) 下水道等の整備及び海岸漂着物の処理	18
(2) 広域的な水道整備の推進	18
(3) 都市環境の整備	19
(4) 多様な公的賃貸住宅の整備	19
(5) 生活サービスの持続的な提供	19
6 医療の確保等	19
7 高齢者の福祉その他の福祉の増進	19
(1) 高齢者の福祉の増進	20
ア．介護予防の推進	20
イ．生活支援の充実	20
ウ．介護サービスの充実	20
エ．医療との連携	20
オ．住まいの確保	20
カ．認知症施策の推進	20
(2) 児童の福祉その他の福祉の増進	20
8 地域文化等の振興と交流の推進及び多様な人材の育成	21
(1) 地域文化等の振興	21
(2) 国際交流の推進	21
(3) 地域振興に資する多様な人材の育成	22
9 地域間交流の推進	22
10 環境、国土の保全及び防災体制	23
(1) 環境の保全	24
(2) 国土の保全等	24
(3) 防災体制の強化	24

第1 基本の方針

1 地域の概況

島根地域は、県の北東部に位置し、松江市の一部（旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町、旧八束町の区域）、出雲市の一部（旧平田市、旧大社町の区域）で構成され、東西約 66 km、南北約 6 km で細長く三方を美保湾、大社湾、日本海にとり囲まれ、南側は中海、宍道湖に接し、その面積は 339.67 km² で県土の約 5.1 % を占めている。

地域を東西方向に脊陵となる標高 500m 前後の北山山地が連なり、その北側は山地が海に落ち込み平地に恵まれていない。その沿岸及び沖合の海域は変化に富んだ海底地形を有し、天然礁が点在して好漁場となっている。特に、その東西両端は自然景観に優れ、昭和 38 年に大山隠岐国立公園に指定されている。

一方、南側は、斐伊川、神戸川の沖積作用による平野が形成され、農業地帯となっている。

気候は、日本海型の特性を示し、冬季は曇天日、降水量が多く、北西の季節風が厳しく、漁港や港湾の利用に制約を受けている。しかし、平均気温は対馬暖流の影響を受けて、夏は 24℃、冬 5℃、年平均 14℃ 前後と比較的温暖である。

年間の降水量は 1,700 mm 前後であるが、北山山地に発する河川がいずれも小河川で、水資源に乏しく、干ばつや地すべり等の被害も多い。

歴史的には、国引き、国譲りに代表される出雲神話の主要な舞台であり、その神々を祭る古社が現存しているとともに各種神事が継承されている。

また、江戸時代、日本海航路の開設に伴って、美保関、宇竜、杵築などがその要港として賑わい、明治から大正にかけては、機船底曳網漁業の発祥地となるなど豊かな経済力を背景に、地方色豊かな文化を育んできた。その後、周辺地域において、鉄道の開設や自動車交通網の進展に伴い、日本海航路は衰退し、本地域は交通の幹線軸から取り残されて行き、その活力は次第に低下した。

地域の人口は、昭和 30 年の 90,228 人をピークに減少を続け、平成 22 年においては 63,069 人となっている。特に、半島の沿岸部を中心として、局部的には著しい過疎化現象も引き続き生じている。

註（平成 17 年 3 月 31 日に松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町、八束町が合併して松江市に、3 月 22 日に出雲市、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町が合併して出雲市となっている）

2 現状及び課題

(1) 地域の現状

本地域は、昭和 35 年から 45 年にかけて 9,145 人、10.5 % の大幅な人口減少がみられた。その後一旦減少傾向は鈍化したが、昭和 60 年を境に、大きく減少し始め、平成 12 年から平成 22 年への減少率は 8.9% となっている。また、老年人口比率も、昭和 35 年の 9.1 % が平成 22 年では 31.2 % と 3 倍以上となっており、高齢化が進行している。また、14 歳以下の若年層については、昭和 35 年の 27,705 人、31.9 % が平成 22 年には 7,438 人、11.8 % にまで減少している。

半島地域に関わる道路網については、高規格幹線道路として、中国横断自動車道岡山米子線に加え、新たに尾道松江線（中国やまなみ街道）及び山陰道（出雲～宍道）が開通したことにより、岡山方面だけでなく広島・四国方面からの利便性が向上した。

また、松江だんだん道路の開通により、松江市北部地域から高速交通ネットワークへのアクセスが向上した。

しかし、半島地域の県道については、域内交流促進のため機能強化が必要であるが、通行不能区間や異常気象時の通行規制区間を含め未改良区間が多く残っている。

産業については、交通条件の制約等から企業立地が進まず、工業集積度は低い。第 1 次産業は豊かな日本海漁場を背景に水産業が盛んであるが、近年、資源水準の低下、魚価の低迷ならびに燃油価格の高騰等により漁業経営が悪化している。また、漁業者の高齢化が進み、後継者も不足している。農業では、ぶどう、柿、ボタン、薬用人参等の産地形成が進んでいるが、高齢化や海外農産物との競争により生産の減少がみられる。また、平成 26 年は年間延べ 1,217 万人もの観光客が訪れているが、滞留性は低い。

就業人口については、昭和 35 年から平成 22 年の間に 12,091 人、27.8 % 減少し、31,464 人となった。産業別には第 1 次産業 8.8 %、第 2 次産業 26.4 %、第 3 次産業 58.8 % の構成比である。県平均と比較すると第 1 次産業、第 2 次産業の比率がやや高く、旧市町の区域別には、旧美保関町において漁業従事者、旧八束町においては農業従事者の比率が他の地域に比較して高くなっている。

また、本地域の特色として都市部である旧松江市の区域及び旧出雲市の区域に隣接しており、医療や買物等日常生活面でも交流が活発である。

ア. 交通施設

本地域の道路網については、一般国道 2 路線、主要地方道 6 路線、一般県道 15 路線により構成されており、その 2 車線改良率は県平均を約 9 % 上回っているものの、通行不能区間が 3 区間（L = 12.2 km）、異常気象時の通行規制箇所が 4 区間（L = 12.6 km）ある。

また、松江市美保関町から出雲市大社町までの半島地域を東西に連絡する幹線道路は一般国道 431 号のみであり、都市部の交通渋滞や災害時の代替路線がない等広域幹線道路として十分機能していない状況にある。

港湾については、重要港湾 1 港（境港江島地区、松江市美保関町内地区）、地方港湾 21 港、56 条港湾 2 港があり、海上物流や隠岐航路の拠点、漁船の基地として地元はもとより本県東部における経済、生活を支えている。

本地域に近接して出雲空港、米子空港があり、東京、大阪、名古屋、福岡、隠岐へ往復約 20 便／日が就航しており、米子ーソウル国際定期便や東アジア等への国際チャーター便が運航されている。

地域の公共交通機関として、松江市中心部や出雲市中心部と本地域を結ぶ鉄道とバスがあり、住民や観光客等にとって欠かせない交通手段となっている。

イ. 産 業

(ア) 農林水産業

本地域の農業は、北山山地の南側に位置する旧八束町、旧平田市、旧大社町の平野部を中心に営まれている。

旧八束町では、ボタン等花木、薬用人参の生産が盛んであり、ボタンの周年栽培や品種改良に取り組んでいる。ボタンは、ヨーロッパ、アメリカなどへの輸出が行われているほか、台湾やロシアへの輸出についても取組が始まっている。

旧平田市では柿、旧大社町ではぶどうなど地域の特徴を生かした園芸生産が展開されている。また、旧平田市では、干し柿への加工、旧大社町では観光との連携による販売対策などの新しい取組も進みつつある。

水田の整備率は全体としては県平均を上回っているが、東部の旧美保関町では整備が遅れているほか、その他の地域でも未整備団地が残っているため、地域の実情や地形条件に即した基盤整備を推進する必要がある。

農業就業者は、平成 12 年から平成 22 年までの 10 年間に約 3 分の 2 に減少した。また、高齢化も進行しており、農業の担い手の減少が見られる。

鳥獣被害については、旧大社町及び旧平田市の一部である出雲北山地域及び湖北地域において、シカによる造林木への角こすり被害や農林作物への被害が顕著になっている。被害防除対策の実施、捕獲対策の強化等により被害額は減少傾向にあるが、新たな被害の発生や松江市側への拡大が懸念されている。また、イノシシの生息域が半島地域にまで拡大しており、農林作物被害の増加が懸念される。

森林・林業については、本地域の森林面積は 20,085ha で、総土地面積に占める割合（林野率）は 59.1 % となっており、県平均（78.3%）を下回っている。民有林人工林面積は、4,196ha で人工林率は 20.9 % と県平均（37.5%）より 16 ポイントほど低い。半島地域という地形・土壌条件から、以前はマツ類が占める割合が高かったが、近年は激減している。

昭和 50 年代以降に拡大した松くい虫被害は、昭和 60 年頃をピークに被害量（材積）は減少したが、平成 23 年に過去最高になり、その後は減少傾向にある。木材価格の長期低迷等による林業採算性の悪化、松くい虫などの森林被害等により森林所有者の森林施業への関心の低下が懸念される。

水産業については、恵曇漁港を中心に 15 の漁業地域が連なり、まき網、底びき網、定置網、刺網、釣り延縄、かご、採介藻等の漁船漁業、ワカメ、イワガキなどの養殖業が営まれている。

主な漁獲物は、アジ、サバ、ブリ類、カニ、イカ類等であるが、漁獲量は昭和 61 年の約 226 千トン（県内の漁獲高の約 43.5 %）をピークに、平成 25 年には約 19 千トン（同 13.5 %）にまで落ち込んでいる。漁獲金額も、漁獲量の減少に近年の魚価低迷の影響が加わり、

深刻な減少傾向にある。

ワカメ養殖はフリー配偶体技術を導入した地区では省力化とコスト削減を図ることができたが、依然として高齢化は進行し、後継者も不足している。

平成 19 年から出荷が始まったイワガキ養殖は、着実に数量を伸ばしており、地域漁業の柱の一つに育ちつつある。

漁業就業者の高齢化は、65 歳以上の割合が平成 15 年の 48.9 %から平成 25 年には 54.6 %に増加している。漁業経営体数も平成 25 年には 720 と平成 15 年に比較して 38 %も減少している。

註（採介藻（さいかいそう）：「貝類（サザエ・アワビ等）、海藻類（ワカメ・モズク等）、タコ・ウニ・ナマコ類を採る」こと）

註（フリー配偶体技術：ワカメの配偶体（植物で言うと種に近い）をフラスコの中で培養する技術。従来行われてきたワカメ養殖では、春にワカメの配偶体を種糸に付着させた後、秋に沖出しをするまでの間、屋内水槽で照度や施肥などの綿密な管理を行う必要があったが、フリー配偶体技術では秋までフラスコ内で配偶体を管理することが出来るため、夏場の管理作業が大幅に軽減されるメリットがある）

（イ）製 造 業

製造業は、鋳造業、機械加工業については旧平田市を中心に、水産加工品、水産練り製品等の食料品製造業については旧平田市、旧鹿島町、旧大社町を中心に地場産業として根付いているが、地域の大半は従業員 30 人未満の小規模事業者である。

また、江島工業団地、河下港臨海工業団地、出雲市東部工業団地には企業用分譲用地を約 38ha 整備しており、分譲率は 3 団地合わせて約 80 %（平成 27 年 3 月現在）である。

（ウ）観 光

全国的に有名な出雲大社や日御碕、一畑薬師、美保関灯台等を有する県内有数の観光エリアである。

平成 26 年のこの地域全体の観光客入り込み延べ数は、1,217 万人で、県全体の 36.6 %を占めている。平成 21 年と比較すると、この 5 年間で観光客入り込み延べ数は、出雲大社の「平成の大遷宮」の影響により、約 374 万人、44.4 %と大幅に増加している。今後、遷宮の効果の収束により、観光客入り込み数は減少することが予想される。観光客の半数以上が出雲大社の入込客であり、観光客数の維持及び激減緩和のためには、体験・滞在型の観光素材の開発や M I C E ・教育旅行など伸びしろのある市場の開拓など新たな観光需要に対応した取組が求められる。

地域別の観光客入り込み延べ数は、旧大社町が 913 万人と最も多く、この地域の 75 %を占め、ついで旧美保関町が 109 万人で続いている。

註（MICE：Meeting（会議・研修・セミナー）、Incentive tour（報奨・招待旅行）、Convention または Conference（大会・学会・国際会議）、Exhibition（展示会）の頭文字をとった造語で、ビジネストラベルの一形態）

ウ. 生活環境

出雲市の平田地区と大社地区では流域関連公共下水道の整備が進められており、一部では供用開始している。

単一集落や複数集落を対象とした下水道整備も、農業集落排水事業や漁業集落環境整備事業により整備を進め、供用を開始している。

また、旧平田市と旧大社町の市街地においては良好な市街地の形成を図るため、街路整備を進めている。

一方、生活用水については、上水道 2 施設、簡易水道 18 施設が設置されている。これまで、水源に恵まれず、特に北沿岸部は小河川等の不安定な水源に依存しており、度重なる渇水を経験し、その度に給水制限を行う状況にあったが、安定水源の確保を図るため、平成 23 度から尾原ダムを水源とする島根県水道用水供給事業（第 2 期拡張事業）の供用が開始されている。

医療体制については、松江市の半島地域においては病院 1 カ所、診療所（施設内診療所を除く。以下同じ。） 6 カ所、出雲市の半島地域においては、病院 1 カ所、診療所 16 カ所があり、現時点では無医地区は存在しないが、診療所医師の高齢化に伴い、身近な医療の存続が危ぶまれる状況である。

また、高度医療を担う機関をはじめ、医療資源の多くは隣接する旧松江市、旧出雲市の中心地域に集積されているが、これらの地域においても医師をはじめとした医療従事者が不足し、半島地域への支援が進まない状況である。

住宅については、公営住宅をはじめ公的賃貸住宅が少なく、Uターン希望者や地元に住まいしようとする若者層に対する賃貸住宅の供給が不十分である。

本地域は、その地形や地質条件から地すべりなどの土砂災害を受けやすい環境にある。近年、高齢化の進展等により、地域防災体制等の低下が懸念されている。

（2）地域の課題

若年層の流出、高齢化に歯止めをかけ、定住を促進するためには、総合的な対策が必要である。特に、定住のための基礎的条件として社会基盤整備のうち、最寄りの中心都市へのアクセスの改善が求められており、半島の北部地域においては、道路整備が主要な課題である。

一方、半島の南部地域においては今後、本地域の東西連携を強化する幹線道路の整備が不可欠の課題である。

また、農林水産業を始めとした地域の特色を生かした産業の振興が急がれる。

さらに、近年の人々の価値観の多様化にともなう田舎志向にも対応できるよう本地域の豊かな自然や、歴史文化などを活用した交流の促進を図る必要がある。

あわせて、人々のライフスタイルの変化に対応した生活環境の整備や歴史的文化遺産の保護、活用を通じた地域文化の振興も本地域の魅力づくりという視点から推進していく必要がある。

ア. 交通施設

道路については、広域幹線道路として東西を連携する一般国道 431 号及び地域高規格道路「境港出雲道路」の整備促進とともに、農林道を含めた一体的整備により地域内の連携強化を図り、産業や観光など地域開発を支援する。また、人々の日常生活の利便性向上と防災上の安全性を高めるため、日本海沿岸部と一般国道 431 号を結ぶ路線について整備を促進する必要がある一方で、老朽化が進行する道路施設の長寿命化を図る必要がある。

港湾については、避難港で隠岐航路の基地港である七類港と工業団地に隣接する境港、河下港は、地域の拠点港湾としての機能の維持・拡充を図っていく必要がある。

また、本地域の産業や生活向上に不可欠なバス路線や鉄道を存続するため、自治体をはじめとして、交通事業者、住民など様々な主体が相互に協力し、利用客の確保など運行維持に取り組む必要がある。

イ. 産 業

(ア) 農林水産業

農業については、消費者ニーズに対応する産地の育成や高付加価値化を推進するため、流通システムや品種の早期更新技術、情報システムの確立が急がれるとともに、農業と観光の連携による資源の高度利用が必要となっている。

また、地形条件や営農展開に即した生産基盤の整備により、担い手を育成・確保するとともに、老朽化した農業用施設の長寿命化対策を推進し、農業経営の安定化を図る必要がある。併せて、農山漁村の有する多面的な機能を持続的に保全していくためには、地域への定住を促進するための生活環境の整備や、活力ある快適な農村環境の創出が課題となっている。

林業では、昭和 30 年代以降進められた人工造林によって植栽されたスギ・マツ等の人工林が資源として充実しつつあることから、間伐等による森林整備を行うとともに、主伐による木材生産を進め、確実な再生林を実施していく必要がある。そのため、林内路網整備や機械化の推進による生産効率の向上など、素材生産から木材の流通・加工の各段階での合理化等を通じたコスト低減などにより、安定供給体制を整備することが必要とされている。また、良好な環境の維持・保全などの多様な観点から、森林の健全性を保ちつつその質的充実を図ることが重要な課題となっている。

鳥獣被害については、造林木及び農林作物への被害を防止するため、シカの生息数の一層の低減や生息範囲の縮小、イノシシによる被害防止対策が課題となっている。

水産業については、安全・安心に生産活動ができ、暮らすことができる漁港・漁村の整備、資源の増大に向けた漁場整備と栽培漁業の推進、魚価の向上対策として消費者ニーズに合致した商品づくり等が課題となっている。

また、漁業就業者の高齢化と減少に対応するため、担い手の育成と確保も大きな課題である。

(イ) 製 造 業

拠点となる江島、河下港臨海、出雲市東部の各工業団地への企業立地を促進するため、県の東部や鳥取県境港市の工業集積地域との連携やアクセス道路の整備に努める必要がある。

る。

旧平田市区域を中心とした銑鉄鋳物製造業は、国際競争が一層激化する中、更なる生産性向上や河下港の活用による原材料費の抑制、新技術の導入などを通じた高付加価値製品への対応を図っていく必要がある。

水産加工品等の食料品製造業については、食品の安全性に対する関心が高まる中、衛生・品質管理の向上が課題となっている。また、メーカーからのOEM商品を中心として厳しい価格競争にもさらされており、付加価値の高い商品開発を行っていく必要がある。

本地域の製造業においては、これらの地場産業の比率が大きいのが、いずれも技術力や販売力の強化を行うことによる新たな展開を目指す必要がある。

(ウ) 観 光

個人の価値観やライフスタイルの変化、それに伴う観光に対するニーズの多様化、高度化により、観光のスタイルも団体から個人・グループへ、見るだけの観光から体験・参加型の観光へと大きく変わりつつあり、この地域においても、こうした変化に対応するための取組が必要である。

この地域は、出雲神話や社寺に代表される歴史、宍道湖・中海を始めとした自然、街並み、文化、食等の豊かで多様な地域資源を有しており、これらの地域資源をより有効に活かすための仕組みづくりや地域の受け入れ体制の整備等を図る必要がある。

また、釣りや海水浴等の特定目的型観光を除き、観光客の行動が広域化している現状を踏まえ、半島部分の地域にとどまらず、中海・宍道湖圏域の地域が一体となり、地域資源を活かした広域的な観光商品づくりや2次交通の整備、イメージ戦略、PR等を進めていく必要がある。

ウ. 生活環境

快適な環境を確保するため、公共下水道の処理区域の拡大を図るとともに、農業集落排水処理施設や漁業集落排水処理施設の長寿命化対策を推進していく必要がある。

また、旧平田市、旧大社町の都市環境の改善を図るため、引き続き街路整備を進めるとともに、中心市街地の活性化や公園、緑地の整備、歴史、文化を活かした街づくりを推進する必要がある。

生活用水については、渇水時の取水量確保が困難な水源など、安定的に取水が困難な小規模で非効率な水源が多数存在することから、安定給水確保の観点や将来の維持管理費の抑制の観点から、安定的に取水が可能な水源への転換や、小規模水道施設の統廃合を進めていく必要がある。

医療の提供体制については、入院から在宅医療・介護への移行が求められる中で、地域の身近な医師・看護師の役割は重要となり、在宅医療を中心とした地域包括ケアシステムの構築が必要である。

また、隣接する地域の高度な医療へのアクセスの改善と連携が必要である。

本地域に定住やUターンを希望する若者層に対し、公営住宅や定住促進賃貸住宅など多様な公的賃貸住宅の供給を図る必要がある。

本地域には、地形や地質素因から地すべりなどの災害危険箇所が多数あり、その対策整

備とともに、ソフト対策も併せて推進していく必要がある。また、旧平田市、旧大社町の低平地の人口集中地域では洪水による浸水の恐れがあり、河川改修を要する箇所が多い。えに、改修済み河川についても老朽化した水門、樋門があり、洪水時に河川から水が逆流し浸水被害の原因となっている。

また、高齢化の進展等に対応し、消防防災体制の充実、強化を図る必要がある。

3 振興の基本的方向

(1) 基本的方向

島根県では概ね 10 年後の島根の目指すべき将来像を想定して、平成 20 年 3 月「島根総合発展計画」を策定した。この計画では、目指すべき将来像に「豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根」を掲げている。

また、平成 26 年 11 月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成 27 年度に策定する「まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略」では、県のこれまでの取組をより確かなものとし、また県の有する多くの強みを活かし「住みやすく、活力ある地方の先進県 しまね」を目指して、全力で取り組んでいくこととしている。

島根半島地域は、人口の減少、少子・高齢化の進展など多くの課題を抱え、加えて、平成 17 年の市町村合併により、中心部へのさらなる人口流出や地域活力の衰退が懸念されている。

このような中、自然、歴史・文化といった地域の資源を再度見直し、住民自らが豊かさを実感し、都市住民と地域が持つ価値を共有できる地域となることが必要となっている。

また、本地域は、県内の中心都市に隣接し、出雲空港、米子空港や山陰道、中国横断自動車道（尾道松江線、岡山米子線）等の高速交通機関に近接しているといった利便性を有している。さらに、特徴ある農林水産物や自然景観、歴史遺産など豊かな地域資源に恵まれた地域でもある。

そこで、以上を踏まえ、これからの島根地域は、域内交通基盤等の社会資本の整備をすすめるとともに「地域固有の資源を生かした産業の振興により自立し、安心して住み続けることができる地域を目指す」ことを目標として地域の主体的な取組を重視しつつ次の 3 点を基本方向として振興を図っていく。

ア. 交通ネットワークの整備

環日本海交流、日本海沿岸地域及び中国・四国の連携等に対応した広域交通網の整備を推進するため、空港や高速道路インターチェンジ及び拠点港湾へのアクセスの強化を図る。

宍道湖・中海都市圏の中心地である旧松江市や旧出雲市、旧平田市をはじめとする最寄りの中心市街地へのアクセスの改善を図る。

また、一般国道 431 号については、規格の高い道路として整備することにより半島東西の時間短縮を図る。

半島の沿岸部を集落ごとに結ぶ道路を地域特性を考慮し、効率的に整備していくとともに、観光道路としての活用を図る。

イ. 半島固有の資源を生かした産業の振興と地域間交流の促進

海を活かした総合的な経済・産業の振興を図るため、漁業資源の維持増大に努めるとともに、農林水産物等の地域ブランドを育成し、観光資源としても活用を図る。

また、観光・交流人口の拡大を図るため、出雲神話や社寺に代表される歴史、宍道湖・中海等の自然、街並み、文化、食等の豊かな地域資源をより有効に活かすための仕組みづくり、受け入れ体制の整備等を地域を主体に進めるとともに、中海・宍道湖圏域の地域が

一体となった広域的な観光商品づくりや2次交通の整備、イメージ戦略、PR等を進める。

さらに、都市住民の田舎暮らしへの関心の高まりを受けて、住民主体で取り組む農山漁村民泊や自然体験等の「田舎ツーリズム」による地域間交流を推進し、既存の観光施設との連携による総合的な交流産業の振興を図る。

ウ. 定住の促進と生活環境の整備

半島地域の特性を最大限に活かした地域振興施策を展開させ、地域資源を活用した雇用創出を図るほか、交通・医療・防災体制など生活環境の整備を進め、地域への定住促進を図る。

鉄道やバス等は、沿線住民の通勤、通学、通院や買い物などの日常生活や観光客等にとって欠くことのできない交通手段として、沿線の自治体、交通事業者等が連携し、その確保維持に努める。

また、就業支援や職業能力開発への支援を行い就業の促進を図る。

高齢者や子どもなどが安心して生活していくためには医療の確保は必要不可欠であり、医療機関が集中する松江市、出雲市の中心地域の医療機関と連携しながら、地域の医療提供体制の確保・充実を図る。

一方、本地域は大半が急峻な山地で占められ、地質的にも全域が浸食を非常に受けやすい土壌で、土砂災害が起きやすい地域である。ひとたび発生すれば人的被害に直結する土砂災害を未然に防止するため、土石流対策、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策等の施設整備と「土砂災害防止法」に基づく警戒避難体制等のソフト対策をあわせて総合的に実施することにより、本地域で安全で安心な生活ができる基盤づくりを推進する。

消防防災体制を更に高めるため、消防団の活性化、消防団を中核とした地域防災力の充実強化等に取り組み、災害発生時における地域住民の被害を最小限に食い止めることを目指す。

(2) 重点施策

振興の基本的方向を実現していくため、概ね平成27年度から36年度までを計画期間として、半島地域でのUIターン者の増を目指し、次の施策を重点的に推進する。

ア. 半島交通ネットワークの整備

空港・鉄道・港湾を有機的に結ぶ交通ネットワークの整備を進め、大都市圏への近接性を高めるため、高速道路インターチェンジや出雲・米子空港へのアクセスを強化する。また、農林道も含めた一体的整備により地域内の円滑な交通を確保し、一般国道431号及び中心都市へのアクセス道路などを整備する。

イ. 地域の特色を生かした産業の振興と地域間交流の促進

農業については、消費者志向の多様化と産地間競争の激化に対応するため、消費者ニーズを踏まえた付加価値の高い農作物を生産する体制の整備を促進する。また、水産業については、地域の実態に即した漁業所得向上対策の推進、漁業就業者の育成・確保、生産・流通の拠点となる水産基盤整備を図る。

高速交通網や産業基盤の整備に併せ、江島、河下港臨海、出雲市東部の各工業団地に新たな企業の立地を促進し、多様な雇用の場を確保していくとともに、地場産業の振興を図る。

また、観光については半島地域も含めた中海・宍道湖圏域の一体的広域的な取組を推進する。特に、「ご縁」をキーワードにしたプロモーションを行うほか、出雲大社に隣接する「県立古代出雲歴史博物館」を拠点とし、島根の歴史・文化を、県内外に広く情報発信することにより、本地域の観光振興、地域振興につなげていく。

さらに、半島地域の有する資源を活用した、農業体験や農山漁村民泊など地域住民が主体となった「田舎ツーリズム」を積極的に推進する。

註（地域の自然、風土や歴史・文化に触れたり地域の人たちとの交流を楽しむ新たな旅行スタイルであるグリーンツーリズム、エコツーリズム、ブルーツーリズムやB&Bなどを総称した表現を島根県では「しまね田舎ツーリズム」とし、行政と地域住民が協働して積極的に推進していくこととしている）

ウ．半島地域の定住促進と環境整備

生活環境の整備を進め、半島地域に住み続ける人々が、誇りを持って安心して暮らすことができる定住条件を確保するとともに、松江市・出雲市、ふるさと島根定住財団等と連携し、都会地における積極的な情報発信、多様なニーズに対応した支援メニューの構築、受け入れから定住後までのフォローまでをワンストップで行う体制整備など、U I ターン施策を一層強化し、地域への定住を促進する。

地域のニーズに応じた移動手段を確保するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する計画の策定等を通じて、一畑電車やバス路線などの地域公共交通について沿線の自治体、交通事業者等が連携し、その確保維持に努める。

半島地域での雇用を創出するため、地域産業の振興や江島工業団地及び河下港臨海工業団地等への企業立地の促進に取り組む。

また、求職者に対する個別相談や地元企業の人材確保支援などを通じ、地域における求人・求職のマッチングを推進する。

加えて、介護サービスなど地域に必要な技術・技能に関する公共職業訓練を実施し産業人材の育成を図る。

そのほか、地域の特色を活かし多様な雇用の場を創出する取組、また、人材不足分野に人材を供給する取組等を行う。

また、U I ターン希望者に対する雇用面での支援を強化するため、ふるさと島根定住財団や市町村、商工団体など関係機関と連携し求人情報の掘り起こしを行うほか、市が行う雇用創出の取組を支援する。

半島地域において健康で安心な暮らしを送るため、「地域包括ケアシステム」の構築に取り組む地域の活動を支援するとともに、その重要な要素である地域の身近な医療の確保を図る。

また、地理的条件から高度な医療へのアクセスに時間を要するため、救命救急センターへのアクセスを改善し、住民の安心を確保する。

防災にかかるハード対策については、優先度、緊急度等を考慮しながら、事業効果の高

い箇所を重点的に事業実施する。ソフト対策については、土砂災害防止法に基づく区域指定の促進、土砂災害警戒区域や土砂災害警戒情報等の防災情報の周知、地域や学校における防災学習会の開催等県民への啓発活動を進めていく。

消防防災体制を更に高めるため、常備消防や消防団の活性化、消防団を中核とした地域防災力の充実強化等に取り組むとともに、島根県総合防災情報システムなどの情報通信ネットワークなどの活用を進める。

また、救出・救助技能の向上、資機材の整備などにより、救出・救助体制の充実強化を図る。

第2 振興計画

1 交通通信施設の整備

道路については、高速道路、空港及び生活圏の中心都市へのアクセス強化を図るとともに、地域間の連携を強化し、防災上の安全性を向上するため、基幹となる一般国道431号や地域高規格道路「境港出雲道路」及び半島地域を循環する道路の整備を進める。

また、通勤・通学等のバス利用の円滑化を図るとともに産地と消費地を結ぶ水産物流通ルートや広域観光ネットワークの確立を図る。

事業の推進に当たっては、基幹となる一般国道431号の整備を進め、県道については沿岸部と一般国道431号とを結ぶ道路を中心に地域特性を考慮した効率的な整備を行う。

あわせて、安全で快適な交通環境を確立するため、交通安全施設等の整備を図るとともに、老朽化した道路施設の長寿命化対策を推進する。

港湾については、海上の物流・人流・漁業の基地として整備を推進する。

さらに、鉄道、バスの地域公共交通については、高齢者や生徒等の日常生活に必要な地域生活交通として、また、観光客等の移動手段として利便性の向上を図るとともに、必要な車輛等の設備整備を支援し、利用促進に努め運行維持を図る。

情報通信基盤の整備については、F T T Hサービスの普及によるネットワークの超高速化を促進する。

(1) 半島道路網の整備

ア. 国道の整備

本地域の唯一の基幹道路である一般国道431号については、空港や高速道路及び生活圏の中心都市へのアクセスを強化し、また、東西の連携を強化する路線として重点的に整備する。

イ. 県道等の整備

一般国道431号と一体となって本地域の幹線道路網を形成し、日本海沿岸部から中心都市への通勤・通学の確保、産業等各種地域開発への支援、広域観光ルートの形成を図るため、半島地域の東西部をそれぞれ循環する主要地方道松江鹿島美保関線、斐川一畑大社線について整備を進める。

その他の県道及び市道についても、産業の支援や地域住民の生活確保上必要な区間の整備に努める。

(2) 港湾の整備

ア. 重要港湾

境港の江島地区（旧八束町）、森山地区及び福浦地区（旧美保関町）等において、既存施設の長寿命化を図るため、計画的な施設点検や維持補修を行う。

イ. 地方港湾

特定地域振興重要港湾に指定され、出雲圏域の物流拠点となる河下港（旧平田市）については、河下港港湾振興ビジョンに基づき、防波堤（沖）の整備を推進する。

また、七類港（旧美保関町）、河下港について、既存施設の長寿命化を図るため、計画的な施設点検や維持補修を行う。

（３）地域公共交通の確保

松江市と出雲市を結ぶ一畑電車や、半島地域外の市街地や地域内を連絡するバス路線は、沿線住民の通勤、通学、通院や買い物などの日常生活や、観光客等の移動手段として欠くことのできない交通手段となっている。

地域のニーズに応じた移動手段を確保するため、一畑電車やバス路線などの地域公共交通について、地域公共交通の活性化及び再生に関する計画の策定等を通じ、沿線の自治体、交通事業者等が連携して、確保維持に努める。

（４）情報通信関連施設の整備

当該地域には、通信事業者やCATVインターネットにより超高速ブロードバンドが提供されているが、より高速の通信が可能なFTTHサービスについては、一部未普及地域への普及を促進する。

また、今後、実用放送が予定されているハイビジョンより高画質な4K・8K放送や、新たな移動通信システムの高度化の動向を踏まえながら、当該地域においてもこれらのサービスが受けられるように努めていく。

2 農林水産業の振興

農業については、消費者志向の多様化と産地間競争の激化に対応するために、消費者ニーズを踏まえた付加価値の高い農作物を生産できる産地や新規就農者、集落営農組織、認定農業者等の担い手を育成していく必要があり、これらの生産体制を支えるための施設園芸等生産施設の整備や水田の汎用化など生産基盤の整備をきめ細かに推進する必要がある。

林業については、充実しつつある森林資源を循環利用するため、主伐等による木材生産と着実な再生林を促進させる。このための担い手を確保しつつ、木材の安定供給体制の整備を図る。また、森林の多面的機能を十分に発揮する豊かな森づくりを進めるため、本地域の特性に応じた森林施業の計画的な推進や林道等の路網整備に取り組むとともに、その健全な発展を図る。鳥獣対策については、シカやイノシシによる農林業被害を低減させる必要がある。

水産業については、生産・流通基盤の拠点となる漁港、水産基盤となる漁場、生活基盤となる漁村の整備を進めるとともに、マダイ、ヒラメ、アカアマダイ、アワビ等の種苗放流を行う栽培漁業と資源管理との連携による資源の増大、ワカメ、イワガキ養殖業の推進を図る。

また、高まる消費者の安全安心へのニーズに対応するため衛生管理の徹底と高鮮度化による漁獲物の品質向上を図り、半島地域から高品質の水産物を提供していく生産流通体制を確立するとともに地域特産品のブランド育成を図る。

さらに、漁業就業者の高齢化と減少に対応するため、新たな担い手の確保と育成を図る。

(1) 農業の振興

ア. 消費ニーズを踏まえた生産の推進

ぶどうや柿、花木、薬用人参など特産作物の産地の維持・拡大を図るため、消費者ニーズを踏まえた品種導入や商品化、加工など生産の仕組みづくりを行っていく必要がある。

また、近年の「地産地消」に対する消費志向の高まりを背景にした、県東部都市部への園芸品目の直売や観光との連携など販売の多チャンネル化を進める。

イ. 農業生産基盤の整備

消費者の視点に立った生産から加工・流通販売に至る一貫した販売戦略の構築や、特色のある売れるものづくり、地域農業をリードする担い手の確保、農業を核とした生産・生活の場の維持確保を図り、安心して暮らせる農村の創出を基本として、農業生産コストの低減等を通じた農業経営の安定向上を図るため、農業生産基盤整備を推進する。

具体的には、水田の汎用化や老朽化した農業用施設の長寿命化対策を推進し、農業経営の安定と担い手の育成確保を図る。

また、農産物の流通の合理化や生産活動の効率化と、安心安全な生活環境を確保するため地すべり対策事業を推進するほか、老朽化したため池の整備、かんがい用の河川工作物の整備を推進する。

(2) 林業の振興

ア. 公益的機能を十分に発揮する「豊かな森」づくり

森林の公益的機能を発揮させつつ木材供給源として活用する「積極的な森林経営」と、継続的な公益的機能の発揮を重視する「コストを抑えた森林管理」の2つの手法による地域の実情にあった適切な森林管理を推進するほか、松くい虫被害対策（伐倒駆除・松くい虫抵抗性マツの植栽等）による重要な松林の保全と再生、ナラ枯れ被害対策による広葉樹林の育成等の多様な森林整備、野生鳥獣生息環境の整備等を推進する。

イ. 地域材の利用促進と木材産業の振興

地域で生産される木材の積極的な利用は、地場木材産業の活性化のみならず、森林資源の循環利用による林業の持続的な発展によって健全な森林整備につながるものである。このため、林道等の林内路網整備や高性能林業機械の導入促進による作業効率の向上と生産コスト低減、木材乾燥などの品質向上対策や高次加工の推進、木質バイオマスとしての利用も含めた地域材の利用促進対策などにより、本地域で生産される木材の一層の利用促進と木材産業の振興を図る。

(3) 鳥獣被害対策の推進

出雲北山地域及び湖北地域におけるシカによる農林業被害を低減するため、シカの捕獲対策や防護ネットの設置等の被害防止対策を推進するとともに、生息域が拡大傾向にあるイノシシに対しても、地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進する。

(4) 水産業の振興

ア. 水産基盤整備

漁業生産活動の拠点となる漁港の老朽化対策・施設整備、漁場生産力の向上を図るための漁場整備、安全で快適に暮らせる漁村整備を推進する。

イ. 栽培漁業と養殖業の推進

マダイ、ヒラメ、アカアマダイ、アワビ等の種苗放流を継続し、漁場整備や資源管理と一体的に資源の維持増大と漁場の拡大を図る。

また、環境に優しい無給餌養殖である、ワカメ、イワガキ養殖を定置網漁業等との経営の複合化を図りながら推進する。

ウ. 売れる水産物づくり

島根半島の中核的沿岸漁業である定置網漁業の漁獲物を主体に殺菌冷海水を使用し、衛生管理と鮮度保持を行った高品質な規格の水産物の提供を継続する。

また、高品質の水産物を提供していく流通体制を確立するとともに地域特産品のブランド育成を図る。

エ. 漁業就業者の育成・確保

漁業就業者の高齢化と減少に対応するため、新規就業者支援事業の実施と沿岸漁業の経営モデルの確立等による担い手の育成と確保を図る。

3 就業の促進

港湾やアクセス道路、公共下水道など各種基盤の整備に合わせ、拠点となる江島、河下港臨海、出雲市東部の各工業団地に企業の立地を促進し、多様で魅力ある雇用の場を確保する。また、地域産業の高度化や活性化を図る。

(1) 企業の立地促進

本地域の工業振興の拠点となる江島、河下港臨海、出雲市東部の各工業団地に島根県企業立地促進条例に基づく企業立地促進助成金や立地関係資金等の優遇制度を活用しながら、県と関係市が一体となって、産業の高度化や地域貢献に効果の高い企業の立地を促進する。

(2) 地域産業の育成

固有の技術や優れた製品を持ち、発展の可能性のある特定企業を支援することにより、競争力の弱い下請企業を含めた域内産業全体の底上げを図っていく。

食料品製造業については、島根県産業技術センターを中心として取り組んでいる「先端技術イノベーションプロジェクト」のうち、「高齢化社会対応の機能性素材開発プロジェクト」及び「感性数値化・食品等高付加価値化プロジェクト」などの取組で、オンリーワンの新製品・新技術の創出をし、域内企業の市場競争力の向上と、雇用の創出及び製造品出荷額の増を目指している。

また、銑鉄鋳物製造業については、グローバルな激しい競争下にあり、付加製造装置（いわゆる3Dプリンタ）を活用した複雑形状への迅速な対応など試作提案力を高めることを通じて、市場競争力の強化を図っていく。

(3) 職業能力の開発

機械加工や建築、介護サービスなど地域に必要な技術・技能に関する公共職業訓練を実施し産業人材の育成を図る。

また、銑鉄鋳物製造業に対しては、「島根県鋳造関連産業振興協議会」における初級者並びに中級者向けの鋳造技術向上のための研修をはじめとした各種の活動を通じて、専門技術者の育成に努めていく。

(4) 再生可能エネルギーの導入促進

半島地域の強い風力を生かした風力発電やバイオマス等の再生可能なエネルギーの導入を促進することで、地域資源を有効に活用し、地域に働く場や活力を生み出しながら、地域活性化の好循環につなげることを目指す。

4 観光の振興

(1) 地域資源を活かした広域観光の推進

地域資源を活かした広域観光を推進する。

平成25年の出雲大社「平成の大遷宮」を機にマスメディアに取り上げられる機会も増え、多くの観光客を迎えた。全国的に「島根」＝「ご縁」のイメージが定着しつつあり、「ご縁」をキーワードに自然、歴史文化などを結んだ広域観光ルートの形成やまち歩きなど着地型観光商品の開発、ガイド養成など受け入れ態勢整備を推進し、積極的にPRする。

歴史・文化については、古代出雲歴史博物館を活用し、青銅器や出雲大社、出雲国風土記等をテーマとした観光に関する情報の発信や観光商品化に向けて、旅行会社に対して企画提案等を実施する。

また、ラムサール条約湿地である宍道湖・中海や大山隠岐国立公園（島根半島地区）、宍道湖北山県立自然公園を始めとする優れた自然景観や貴重な生態系を保全しつつ、自然歩道のウォーキングなど、自然環境を活用したエコツーリズムを推進する。

あわせて、観光客の移動の利便性を確保するための2次交通対策として、バスの運行や

レンタカー利用に対する助成を行う。

一方、平成 26 年の訪日外国人旅行者は過去最高を記録したが、島根県の外国人宿泊者数は全国最下位となっており、今後、東アジアや欧米に加え、タイをターゲットとして誘致活動やプロモーションを実施し、島根県の認知度を高め、外国人観光客の拡大を図るとともに Wi-Fi スポットの整備など受入態勢の整備を進める。

(2) 農林水産業との連携

出雲市大社町のぶどう、松江市八束町のボタン、花木、薬用人参、旧平田市の柿、山間部のしいたけ、沿岸部のマダイ、ブリ、イワガキなど農林水産業の多様な生産物や生産の場を活用した観光果樹園、漁業資源を活用した観光レクリエーション施設等や各種体験・鑑賞施設、直売所、加工展示施設等の整備を促進し、観光資源の開発に努める。

5 居住環境の整備

地域住民が誇りを持って定住する快適な環境を確保するため、下水道等の計画的な整備を推進するとともに、都市環境の改善や公的賃貸住宅の整備を図る。また、生活用水の確保にも努める。

また、地域に住み続けることができるよう、公民館等の範囲での地域運営の仕組みづくりを支援する。

(1) 下水道等の整備及び海岸漂着物の処理

良好な自然環境を確保するとともに生活環境の改善を図るため、本地域西部の出雲市平田地区、大社地区を含む 2 市を区域とする宍道湖流域下水道西部処理場の施設整備を推進し、これに関連する出雲市平田地区と大社地区の公共下水道の普及、拡大を図る。

さらに、農山漁村においては、混住化に伴う農業用水の水質悪化の防止や海水浴等に利用される海浜への生活汚水の流入防止、生活環境の改善、都市と農村の交流、公共水域の水質保全等を図るため、農業集落排水処理施設や漁業集落排水処理施設の長寿命化対策を推進する。

なお、地理的条件等から公共下水道、農業集落排水等の集合排水処理に適さない地域においては、浄化槽の普及推進を図る。

海岸の良好な景観、多様な生態系の確保、生活衛生の向上、水産資源の保全等総合的な海岸の保全を図るため、海岸漂着ごみ、漂流・海底ごみの回収・処理や発生抑制対策を推進する。

(2) 広域的な水道整備の推進

経営基盤の効率化を図るため、上水道事業と簡易水道事業を上水道事業に統合する経営の一元化に向けた計画が進められているが、今後、長期的な水の安定供給を図るため、近隣水道事業者との発展的広域化へ向けた取組を推進する。

また、災害時の水の安定供給を図るため、老朽化・耐震化対策など地域の諸条件に即し

た水道整備を促進する。

(3) 都市環境の整備

旧平田市において、市街地の交通渋滞緩和を図り、機能的で安全な都市環境を創出するため、街路整備事業を推進し、市街地や商店街の活性化や「木綿街道」の歴史的街並みを生かした交流人口の拡大や賑わいのあるまちづくりを進める。

旧大社町において、出雲大社を核とする市街地の道路環境の改善を図り、機能的で安全な都市空間を創出するため、街路整備事業を推進し、商店街の活性化や「神門通り」の歴史的街並みを生かした観光人口の拡大により賑わいのあるまちづくりを進める。

(4) 多様な公的賃貸住宅の整備

本地域に定住やUターンを希望する若者層に対し、公営住宅や定住促進賃貸住宅など多様な公的賃貸住宅の供給を進める。

(5) 生活サービスの持続的な提供

「島根県中山間地域活性化計画」に基づき、公民館等の範囲での地域運営の仕組みづくりや、生活交通の確保等、住民生活が維持できるよう、地域で住み続けるための取組を支援する。

6 医療の確保等

「島根県保健医療計画」に基づき、医師・看護師等の医療従事者確保の取組を進めるとともに、在宅医療の推進など、地域の実情に応じた医療連携対策の構築を推進する。

条件不利地域において訪問診療、訪問看護を行う病院・診療所・訪問看護ステーションを支援し、在宅で安心して療養できる環境を整備する。

また、病院の巡回診療や代診等の活動を支援し、身近な地域医療の確保を図る。

半島地域の医療機関がより高次の医療機関や介護施設等と連携し、限られた医療資源で地域の医療を維持・充実できるよう、ICTによる情報連携を推進する。

ドクターヘリの運航や県防災ヘリの活用を図るとともに、受入先病院のヘリポート整備等を通じて重篤患者の搬送体制の整備を図る。

7 高齢者の福祉その他の福祉の増進

高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう総合的な保健福祉サービスの充実を図る。

高齢者対策については、現在、当該地域の住民をはじめ、関係市、保健・医療・福祉関係機関及び関係団体とともに「島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画」に沿って高齢者介護等のサービスの充実に努めているところである。引き続き、医療、介護、予防、

住まい、生活支援のサービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組む。

また、出生数が緩やかに減少し、少子化が進行していく中で、子供が健やかに生まれ育つ環境づくりの推進を図る。

(1) 高齢者の福祉の増進

それぞれの地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築できるよう、関係市等と連携しながら以下の6つを基本目標とし取り組む。

ア. 介護予防の推進

介護予防の重要性を理解して、住民自ら介護予防に積極的に取り組むような地域づくりを推進していく。

イ. 生活支援の充実

権利擁護や日常的な生活支援ニーズに対応するため、地域住民をはじめ様々な主体が連携し、地域全体で支援する仕組みを構築していく。

ウ. 介護サービスの充実

質の高い介護サービスが提供され、それが人材の確保・定着につながるよう、サービス事業者と協力していく。

エ. 医療との連携

慢性疾患や認知症となる高齢者の増加に対応して、在宅における医療・介護サービスが連携して提供できる仕組みづくりを推進していく。

オ. 住まいの確保

高齢者が状態に応じた住まい方を選択できるように配慮しながら、住宅のバリアフリー化など、住み慣れた地域で生活できる環境づくりを推進していく。

カ. 認知症施策の推進

地域での認知症への理解を進め、初期の段階から医療・介護などの支援が受けやすい、認知症になっても暮らしやすい地域づくりを推進していく。

(2) 児童の福祉その他の福祉の増進

地域で安心して、子どもを生み育てることができ、また、子どもたちが心身ともに健やかでたくましく育つ環境づくりのため、教育・保育や多様なニーズに対応した子育て支援サービス（地域子ども・子育て支援事業等）の充実、子どもと家庭の相談体制の強化、青少年の健全育成等を推進する。また、未婚・晩婚化に対応するため、結婚を支援する取組を強化する。

また、障がい者施策については、島根県障がい者基本計画に基づき、障がいのある人が

住みたい地域で、安心し、自立した生活を営むことができるよう障がい福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、継続して働くことができるよう就労支援の強化を図り、また、市が地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業を支援し、障がいのある人の地域生活への移行や社会参加の促進を図る。

さらに、地域福祉の推進については、地域において人々が相互に、助け合い支えあう温かなふれあいのある社会をつくるため、福祉ボランティア体制を強化するとともに活動の拡充を図る。

8 地域文化等の振興と交流の推進及び多様な人材の育成

本地域は、古くから伝えられた個性豊かな歴史的文化遺産、伝統芸能、祭礼行事などが数多く残されており、これらの有形、無形の財産が、この地域の独自性を形成している。

またこうした地域文化資源は、「スローライフ」の提唱に象徴されるように、価値観が多様化し、ゆとりや潤いなどの生活の豊かさが求められている今日においては、この地域の魅力を広域的に発信するための素材としてその価値が見直されている。

今後はこのような地域文化資源の調査研究を進め、情報発信に努めるとともに学術的に貴重なものの保存を図り、新たな地域文化の創出にも努めて地域の活力を高める。

また、対岸諸国との文化交流や、日本海交易の歴史等を通じた日本の各地域との積極的な連携・交流を行うことにより、地域の活性化を進め、国内、国外からの来訪者の増加を目指す。

併せて、地域の活動を担い、地域の産業等を支える人材の育成・確保を進め、半島地域の活性化を図る。

(1) 地域文化等の振興

本地域が有する文化遺産等については、学術的に貴重なものは、文化財に指定するなどの保護措置を講じていく。

また、本地域の有形、無形の歴史文化遺産について、風土記調査や祭礼行事調査、考古資料や中・近世史料の調査研究活動を進め、研究成果の情報発信に努める。

併せて、出雲大社に隣接する「県立古代出雲歴史博物館」を拠点に、島根の歴史・文化を県内外に広く情報発信することにより、歴史と文化を活かした地域づくりを推進する。

地域住民の文化活動に関しては、地域文化の継承、新たな地域文化の創造、地域間の文化交流や国際文化交流の推進など、様々なニーズに即した支援を行い、地域の活力増進と魅力の向上に努める。

また、宍道湖の優れた自然環境を生かして整備された青少年教育施設である「県立青少年の家」における様々な体験活動の充実など、社会教育施設における学習支援の取組を充実し、県民の生涯学習を推進する。

(2) 国際交流の推進

ボーダーレスの時代となり、様々な分野で国際的な対応力、国際感覚が求められている

今日、地域の活性化を図り、明日を担う次世代の青少年を育成するためには、経済、文化、スポーツ等あらゆる分野において、地理的にも近い北東アジア地域を中心とした海外諸国との結びつきを強める必要があり、同時に、国際交流によって訪問者の増加を図ることも必要である。

また、今後ますます増加すると思われる在住外国人との多文化共生社会を形成するために、地域住民における国際理解を一層深めるとともに、外国人住民に対しても防災に関する知識や地域文化等に対する理解を進めることで、同じ地域に共に暮らす住民として互いに助け合うとの意識醸成を図る。

このため、外国語指導助手や国際交流員の招致を進め、地域の国際化を推進するとともに、若者の海外派遣や交流による人材育成、あるいは在住外国人との相互理解を進めるなどの草の根の国際交流を促進する。なお、交流にあたっては、歴史的文化遺産や農林水産業、自然景観など地域特性を最大限に活かし、国際社会に広くアピールする努力も必要である。

(3) 地域振興に資する多様な人材の育成

地域の活性化のためには、地域の実情に応じ、調整役・つなぎ役となる人材（集落支援員等）や外部から地域課題の解決に取り組む人材（地域おこし協力隊等）の配置が効果的であり、地域運営を行う人材の確保・育成を支援する。

松江市・出雲市、ふるさと島根定住財団等と連携し、UIターンの取組を進め、担い手の確保と人材の誘致を行う。

地域で就業する人材を確保することは、地域を支える人材の確保でもある。農業分野では、新規就農者や多様な担い手を確保・育成するため、就農相談から経営安定に至るまでの総合的な支援を行う。

一方、島根県立大学では、「しまね地域マイスター」認定制度の創設や3キャンパス共通必修科目「しまね地域共生学入門」等を設置するなど、地域課題の解決に向けた取組を大学教育に組み込むことで、当該地域に精通した人材を育成し、熱意を持って課題解決に取り組める実践力を持った人材を地域に輩出する。

註（しまね地域マイスター認定制度：島根地域のあらゆる分野へ精通し、自ら課題に対して向き合い、

考え、課題解決に向け行動できる人材を育成するための島根県立大学独自の学士認定制度）

註（しまね地域共生学入門：島根県の地域課題を概論的に学ぶカリキュラム。複雑な地域課題において、

複数の専門の知見を学ぶことで、実際に地域に出て実践する力を養う）

9 地域間交流の推進

人口の減少、高齢化・少子化の進展など多くの問題を抱える中、半島地域が自立し、人々がそれぞれの価値観に応じた選択可能性の高い暮らしを可能とする地域を構築していく

ためには、地域に存在する様々な資源、魅力を活用した都市間、地域内での人、物、情報の活発な交流が行われることが求められている。

近年、都市住民の豊かな自然の中での「田舎」生活への興味の拡大にともない、観光等のかたちにも変化が見られる。本地域は他の半島地域に比べ、県内の都市地域へ近いといった交通利便性がありながら、昔ながらの「田舎」の風景、特色ある地域伝統芸能等をあわせ持った、都市との交流を行うための条件の整った地域である。

そういった条件を生かしながら、半島の自然や生活を満喫できる漁業体験や農業体験を盛り込んだ農山漁村民泊など、県版の規制緩和などもあわせて活用し、県の推進する「田舎ツーリズム」への積極的な取組などを促進していく。

10 環境、国土の保全及び防災体制

本県の環境は、緑豊かな山々からもたらされる清らかな水や、心地よい大気に包まれ、極めて多くの生物とこれを支える大気、水、土壌、海などから構成される生態系の中で成り立っている。これらの豊かな環境を将来の世代が享受できるように守り、育んで行かなければならない。

県においては、「豊かな環境を守り、はぐくみ 持続的に発展する活力ある島根をめざして」を基本理念に「第2期島根県環境基本計画」を策定（平成22年度）し、人と自然との共生の確保、安全で安心できる生活環境の保全、地球環境保全の積極的推進、環境への負荷の少ない循環型社会の推進、環境保全と経済発展の好循環の推進、環境保全に向けての参加の促進、共通的・基盤的な施策の推進を基本目標に掲げ施策の推進に努めている。

自然環境の保全については、自然環境保全地域の指定や地域における保全活動の推進を図っているところである。

特に半島を形成する本地域は、リアス式海岸や北山山地、宍道湖等の優れた自然を有し、大山隠岐国立公園や宍道湖北山県立自然公園及び国立公園の海域内には海中公園地区が指定されており、ハイキングやキャンプ等観光レクリエーションの場として利用されている。

さらに、出雲砂質海岸や中海水鳥渡来水域、ホンシュウジカ生息地、宍道湖北岸の自然景観など保護、保全すべき貴重な自然環境が残されている。これらは、健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるとともに、観光レクリエーションの振興等、地域の振興を図る上でも貴重な資源であることから、その保全に努める。

また、地域住民の健康を守り、生活環境を保全するために、宍道湖・中海をはじめとする公共用水域の水質の保全に努めるとともに安全な生活や生産活動を確保するため、災害の防止等国土保全に努める。

傾斜地が多く地形が複雑な本地域では、風水害・土砂災害・地震災害（津波災害を含む）等が発生しやすい状況にあり、また、主要道路の代替性が低いため孤立集落が発生しやすい状況にあることから、災害の発生予防、災害の拡大防止に努める。

(1) 環境の保全

本地域における自然公園の保全と、その適正な利用を推進する。また、宍道湖・中海などの重要湿地や、特定植物群落といった貴重な自然地域についてもその保全に努める。

美保湾、北浦海水浴場、古浦海水浴場、おわし海水浴場、宍道湖、中海、斐伊川、平田船川及び湯谷川は水質環境基準を類型指定し、水質保全を推進している。

また、身近な自然とのふれあいの場として、水辺の動植物の保護及び清流の復活も要請されていることから、河川の改修の際には、河岸の緩傾斜及び緑化、自然環境に配慮した工法等の導入を進める。

宍道湖及び中海流域の水質保全対策として、条例により排出水の上乗せ排水規制を実施している。また、この流域は湖沼水質保全特別措置法に基づく指定地域の指定を受け、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進している。

さらに、平田船川及び湯谷川の流域は生活排水対策重点地域に指定されており、生活排水対策推進計画に基づく水質保全施策が推進されている。

半島振興計画の推進にあたっては、これらの水質保全対策との整合を図るよう配慮する必要がある。

(2) 国土の保全等

本地域は、河川に沿った低平地を有する出雲市の旧平田市区域等に人口が集中し、浸水の危険があるとともに、沿岸部においては急傾斜の山地が落ち込み、狭小な平坦地に集落が形成されているため、山腹崩壊による交通の遮断等土砂災害の危険箇所が多く存在しており、これらへの対策を講ずる必要がある。

このため、斐伊川・神戸川治水事業を促進するとともに、特に人口が集中している低平地において河川改修（平田船川・湯谷川、佐陀川、新内藤川）を推進する。改修済み河川についても、老朽化した水門、樋門の更新を計画的に行う。

道路においては、橋梁の耐震化、道路防災危険箇所の対策を推進する。

また、全域において治山施設、地すべり防止施設並びに砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備及び機能保全のための長寿命化対策を推進する。

さらに、津波、高潮、波浪等による被害から海岸を防護して国土の保全を図るほか、海水浴や散策等に活用しやすい海岸にするために、「島根県沿岸海岸保全基本計画」に基づき、海岸保全施設の整備を推進する。

風水害や地震、津波、高潮などの災害時において、緊急情報の収集のための島根県総合防災情報システムや、住民に対し迅速かつ的確に情報を伝達するためのデジタル防災行政無線など情報通信基盤の整備の促進を図るとともに、市の防災関係部局、福祉関係部局や消防本部、自主防災組織、福祉関係者等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者への避難勧告等の伝達体制や避難誘導體制を整備する。

また、災害時に指定避難所となる学校や公民館等の施設の耐震化も推進する。

(3) 防災体制の強化

消防防災体制を更に高めるため、常備消防の装備・技能の向上、消防団の活性化、消防団を中核とした地域防災力の充実強化等に取り組むとともに、島根県総合防災情報システ

ム、衛星通信を利用した情報通信ネットワークなどの活用を進める。

併せて、本地域内の土砂災害の恐れのある土砂災害警戒区域等の住民周知を図り、警戒避難体制が充実するよう、土砂災害ハザードマップの作成等を支援する。

土砂災害警戒情報等の防災情報の住民周知を図るため、本地域の防災無線や防災メール等の情報伝達手段を活用し、住民の避難行動を促していく。

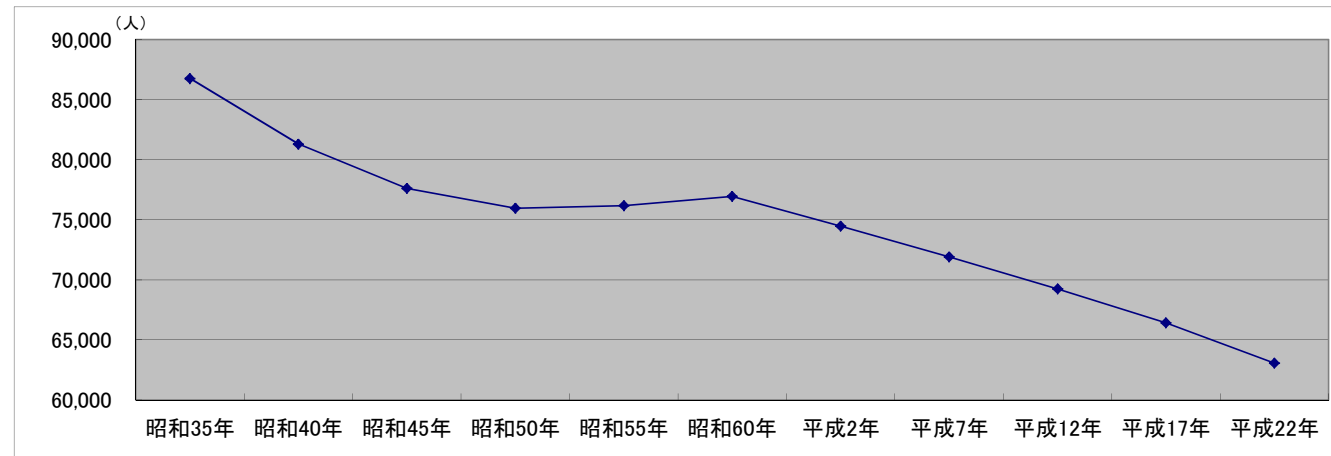
また、災害発生時における地域住民の被害を最小限にくいとめるため、救出・救助技能の向上、資機材の整備などにより、救出・救助体制の充実強化を図る。

さらに、安全に安心して暮らせるよう、住民に密接な活動を行っている交番・駐在所が地域の安全センターとして、地域住民との協働活動を行うなどして、生活環境の安全性の向上を図る。

〈島根地域人口推移表〉

[単位：人、%]

国調年		昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	S45/S35	S60/H7	H12/H2	H17/H7	H22/H12
市町村	松江市	31,781	29,150	27,706	26,847	26,901	27,651	26,552	25,531	24,226	22,766	21,245	▲ 12.8	▲ 7.7	▲ 8.8	▲ 10.8	▲ 12.3
	旧鹿島町	10,065	9,249	9,146	9,184	9,094	9,782	9,216	8,820	8,414	7,991	7,761	▲ 9.1	▲ 9.8	▲ 8.7	▲ 9.4	▲ 7.8
	旧島根町	6,108	5,435	5,013	4,831	4,982	5,054	4,953	4,824	4,447	4,174	3,741	▲ 17.9	▲ 4.6	▲ 10.2	▲ 13.5	▲ 15.9
	旧美保関町	10,212	9,423	8,756	8,581	8,484	8,208	7,788	7,290	6,781	6,280	5,671	▲ 14.3	▲ 11.2	▲ 12.9	▲ 13.9	▲ 16.4
	旧八束町	5,396	5,043	4,791	4,251	4,341	4,607	4,595	4,597	4,584	4,321	4,072	▲ 11.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 6.0	▲ 11.2
	出雲市	54,980	52,149	49,910	49,109	49,270	49,285	47,916	46,390	45,026	43,652	41,824	▲ 9.2	▲ 5.9	▲ 6.0	▲ 5.9	▲ 7.1
	旧平田市	34,799	33,128	31,560	30,942	31,067	31,315	30,632	29,707	29,006	28,071	26,908	▲ 9.3	▲ 5.1	▲ 5.3	▲ 5.5	▲ 7.2
	旧大社町	20,181	19,021	18,350	18,167	18,203	17,970	17,284	16,683	16,020	15,581	14,916	▲ 9.1	▲ 7.2	▲ 7.3	▲ 6.6	▲ 6.9
	計	86,761	81,299	77,616	75,956	76,171	76,936	74,468	71,921	69,252	66,418	63,069	▲ 10.5	▲ 6.5	▲ 7.0	▲ 7.7	▲ 8.9
	人口増減数		▲ 5,462	▲ 3,683	▲ 1,660	215	765	▲ 2,468	▲ 2,547	▲ 2,669	▲ 2,834	▲ 3,349	▲ 9,145	▲ 5,015	▲ 5,216	▲ 5,503	▲ 6,183
その他地域計	802,125	740,321	695,959	692,930	708,624	717,693	706,553	699,520	692,251	675,805	654,328	▲ 13.2	▲ 2.5	▲ 2.0	▲ 3.4	▲ 5.5	
島根県	888,886	821,620	773,575	768,886	784,795	794,629	781,021	771,441	761,503	742,223	717,397	▲ 13.0	▲ 2.9	▲ 2.5	▲ 3.8	▲ 5.8	
非過疎地域	312,974	309,328	313,633	324,704	342,042	353,488	357,307	362,238	369,768	370,149	366,844	0.2	2.5	3.5	2.2	▲ 0.8	
過疎地域	575,912	512,292	459,942	444,182	442,753	441,141	423,714	409,203	391,735	372,074	350,553	▲ 20.1	▲ 7.2	▲ 7.5	▲ 9.1	▲ 10.5	



※過疎地域は平成27年4月1日現在